

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

保健福祉部こども政策課

1 制定の趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

2 条例の概要

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準については、従来児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）で定められていたが、地方分権改革により、都道府県の条例で定めることとされたため、次のとおり定めることとする。

(1) 本県の実情を踏まえた独自基準

ア 児童福祉施設における非常災害対策に関する基準として、震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、利用者の安全確保のための対策を具体的に講じなければならない旨を定めることとする。

イ 児童福祉施設における人権の擁護に関する基準として、虐待防止に関する責任者の設置等必要な体制の整備に努めなければならない旨を定めることとする。

(2) その他の基準

(1)のほか、児童福祉施設における職員の配置、運営上必要な設備、サービスの提供等に関する基準については、基準省令と同様の内容を定めることとする。

3 施行期日等

(1) 平成25年4月1日から施行する。

(2) 所要の経過措置を規定する。